

# 欧州における放送受信料に関する新たな取り組み に関する調査研究

～英仏の動向における政策判断の評価分析～

日欧比較公共放送制度研究会 代表

林 秀弥<sup>1</sup>・佐々木 勉<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 名古屋大学教授 大学院法学研究科

<sup>2</sup> ポリシーリサーチユニット株式会社 研究員／総務省情報通信政策研究所 特別研究員

## 要約

欧州主要国の公共放送における受信料制度が近年揺らいでいる状況から、その背景、新たな試み等を探る。(1) EBU 諸国における受信料制度、(2) 仏視聴覚貢献料の廃止、(3) 独 KEF 制度、(4) 欧州メディア自由法を調査分析した。特に、2024 年に成立となった欧州メディア自由法における公共放送あるいはメディアにおける財源確保に関する積極的な姿勢を分析整理した。あわせて日本法との比較を行った。

## 目 的

本研究は、公共放送の経済的根幹であった放送受信料制度の見直しあるいは継続を行っている欧州主要国における政策の背景、議論、展望を調査分析し、我が国における公共放送の在り方の基礎資料となることを目指す。

## 方 法

文献調査、ウェブ調査を基にし、2023 年 9 月 21 日に国内有識者との勉強会（NHK 放送文化研究所）、2024 年 2 月 23 日の学会発表（情報通信学会）を通じて、研究内容の充実を図った。2024 年 2 月の学会発表では、コメンテーターとして武智健二氏（元総務省情報通信政策局長）、吉田真人氏（元総務審議官）を招聘し、実務的観点から研究内容の充実を行った。

- 2023 年 9 月勉強会「欧州の受信料制度と欧州メディア自由法（案）」
- 2024 年 3 月情報通信学会「欧州メディア自由法から放送サービスを考える」

## 結 果

(1) EBU 諸国の受信料制度：

EBU（欧州放送連合）加盟 56 ヶ国中 22 ヶ国（39%）が我が国の受信料制度と類似したライセンス・フィー（LF）を徴収している。ノルウェー（2020）、スウェーデン（2019）、ベルギー・フランス語圏（2018）、ルーマニア（2017）、北マケドニア（2017）がライセンス・フィー制度を廃止してきている。2022 年には、デンマーク、フランス、トルコがライセンス・フィー制度を廃止した。ライセンス・フィー制度を継続している国において徴収方法をみると、北欧 3 国は公共サービス税により徴収し、フィンランドは 2013 年に政府財源の外に位置付けられる特別な所得ベースの税を導入し、またスウェーデンは 2019 年から個人の所得をベースにした税として、ノルウェーは 2020 年から政府の財源内に含まれる所得ベースの税として、あるいはデンマークは 2019 年から 2021 年まで LF を段階的に廃止し、2022 年から政府財源から配分を受ける形を採用した（参考文献 1）。このように、欧州では、2010 年代半ばから受信料類似制度をとらない国が出現している。

(2) 仏視聴覚貢献料制度の廃止：

2022年6月の公共放送財源改革答申において（参考文献2、3）、資金調達において中心的な役割を果たしているが、料金設定や財源保証の仕組みが分かりにくいこと、複数年にわたる財源が考慮されてこなかったことなどから、既存の財源制度を廃止することを決定した。新たな制度として、政府の歳入額の一定割合を視聴覚メディア・サービス会社への補助を検討中である。

(3) 独 KEF 制度：

ドイツは全国サービスである ZDF と、ローカル放送をベースとして ARD に結集している放送事業者の二層構造をもち、それらが受信料類似制度を堅持している。受信料を決定するのは独立機関 KEF であり、費用を審査検討した上で受信料の額を勧告する。勧告された額は、各州の議会において審議され、最終決定となる。独における放送事業者の独立性を調査する。2020年、KEF が勧告した受信料額がザクセンアンハルト州により承認されない事態が生じた。翌2021年7月に連邦憲法裁判所がザクセンアンハルト州の否決が、KEF 勧告を無効とするものではないとする判決を下し、新受信料は遅れたものの、実施されることになった。背景には、受信料制度の信頼性の問題があった（参考資料4-10）。

(4) 欧州メディア自由法：

そうした背景の中で、2022年9月、欧州理事会は、メディア会社の経営状況の悪化、また民主主義における報道メディア機関の重要性から、他のメディアを含む公共放送に対する政府による補助を内容とした欧州メディア自由法（European Media Freedom Act）を提案し、2024年春に欧州議会で成立した。同法は以下を内容としている（詳しくは、下記研究成果論考（林・佐々木（2024））を参照）。

- 編集の独立性の保護 – この規則は加盟国に対し、メディア・サービス提供者の実効的な編集の自由を尊重し、ジャーナリズム情報源の保護を改善することを要求している。さらに、メディア・サービス提供者は、情報を公開することによって所有権の透明性を確保し、個々の編集上の決定の独立性を保証する観点からの措置を講じなければならない。
- メディアに対するスパイウェアの使用禁止 – メディア自由法には、メディア、ジャーナリスト、およびその家族に対するスパイウェアの使用に対する強力な保護措置が含まれる。
- 独立した公共サービス・メディア – 公共サービス・メディアが存在する場合、編集の独立性を確保するため、提供される資金が適切かつ安定しているべきである。公共サービス・メディアの責任者および管理委員会は、透明でオープンで非差別的な方法で任命されなければならない。公共サービス・メディア提供者は、その公共サービスの使命に従って、公平な方法で多面的な情報と意見を提供しなければならない。
- メディア多元主義のテスト – メディア自由法は加盟国に対し、メディア市場の集中がメディア多元主義と編集の独立性に及ぼす影響を評価することを義務付ける。また加盟国がメディアに影響を与える可能性のある立法、規制、行政上の措置が適切に正当化され、相応のものであることも求める。
- 透明的な政府広告 – メディア自由法は、透明かつ非差別的な政府広告をメディアに割り当てるための新しい要件を確立している。この法律はまた、特に、オンラインのメディア広告収益に影響を与える視聴者測定システムの透明性と客観性を強化する。
- オンラインのメディア コンテンツの保護 – デジタル・サービス法に基づいて、メディア自由法には、専門的な基準に従って作成されたメディア・コンテンツの不当な削除に対する保護措置が含まれる。偽情報などのシステム的なリスクを伴わない場合、プラットフォームのポリシーに反するとみなされる特定の合法的なメディア・コンテンツを削除しようとする巨大オンライン・プラットフォームは、削除が有効になる前にメディア・サービス提供者にその理由を通知する必要がある。メディア・サービス提供者によって提出された苦情は、それらのプラットフォームによって優先的に処理されなければならない。
- メディア・サービスをカスタマイズする新しいユーザーの権利 – メディア自由法は、コネクテッド TV などのデバイスおよびインターフェイスでのメディア・サービスをカスタマイズする権利を導入し、ユーザーがデフォルト設定を変更して自分の好みを反映できるようにしている。

(5) 研究の結果

欧州諸国の受信料制度の揺らぎが見られるという確認の中、研究は、ドイツの KEF による独立性の強い受信料決定システムが我が国の参考になるのではないかと考える。また欧州は公共放送の在り方の根底的なアプローチを示す「欧州メディア自由法」の分析を進め、メディアとしての公共放送の在り方に関する欧州のアプローチにも注目すべきであると考えた。またこれらの研究を元に、日本法との比較を行った（詳しくは、下記研究成果論考（林（2024））を参照）。

## 参考文献

- 1) EBU(2022), Licence Fee and Household Charges 2022(public version), Nov.2022
- 2) Réforme du financement de l'audiovisuel public par Inspection générale des finances et Inspection générale des affaires culturelles, Juin 2022
- 3)<https://www.publicsenat.fr/actualites/politique/une-part-de-tva-pour-remplacer-la-redevance-tv-le-senat-denonce-une-copie#:~:text=une%20%C2%AB%20copie%20b%C3%A2cl%C3%A9e%20%C2%BB-,Une%20part%20de%20TVA%20pour%20remplacer%20la%20redevance%20TV%20%3A%20le.chance%20de%20passer%20au%20S%C3%A9nat.>
- 4) <https://www.zdf.de/assets/factsheet-100~original>
- 5) <https://www.mdr.de/unternehmen/informationen/organisation/organigramm-mdr100.html>
- 6) <https://www.die-medienanstalten.de/ueber-uns/aufgaben>
- 7) European Audiovisual Observatory(2022), Survey on Governance and Independence of PSM  
<https://rm.coe.int/iris-plus-2022en1-governance-and-independence-of-public-service-media/1680a59a76>
- 8) <https://kef-online.de/kommission/zur-arbeit-der-kommission>
- 9) <https://kef-online.de/berichte/details/948>
- 10) <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2021/bvg21-069.html>
- 11) [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_5504](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5504)

## 成果の発表

- 1) NHK放送文化研究所との勉強会（2023年9月21日）
- 2) 情報通信学会学会報告「欧州メディア自由法から放送サービスを考える」（2024年2月23日）
- 3) 林・佐々木「欧州メディア自由法案について（1）（2）（3）」名古屋大学法政論集301号、302号、303号（2024年）
- 4) 林 秀弥「情報空間の秩序形成に向けた公共放送規律- - NHKのインターネット活用業務の必須業務化をめぐって」法律時報2024年5月号（通巻1202号）

## 連絡先

佐々木 勉 [sasaki.tsutomu@orange.fr](mailto:sasaki.tsutomu@orange.fr)  
林 秀弥 [shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp)

(2024年6月18日提出)